

安 芸 高 田 市 通 知 公 報

2026 年 3 月 26 日 (木曜日)
 安芸高田市 市民部 社会環境課
 (※2026 年 4 月 1 日から環境政策課に課名変更)
 電話・お太助フォン 42-1126

2026 年度 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について(通知)

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施します。犬を飼っておられ、動物病院で予防注射を受ける方以外は、時間厳守のうえ必ずおいでください。

犬(生後 91 日以上)を飼っておられる方には、犬の登録(一生に一度)と、年一回の狂犬病予防注射をすることが、狂犬病予防法で義務付けられています。接種しないまま飼育していると、20 万円以下の罰金を科せられることがあります。

- 犬を登録済みの方は、事前に郵送する通知はがきを必ず持参してください。
- 料金は、おつりの要らないよう、ご協力をお願いします。
- 飼い犬の死亡、飼い主の住所・氏名の変更などは、届出をしてください。
- 動物病院にて治療中など接種が難しい場合は、社会環境課(環境政策課)へご連絡ください。

1. 料 金

	注射のみ	登録と注射
犬の登録料	—	3, 0 0 0 円
狂犬病予防注射料金	2, 5 5 0 円	2, 5 5 0 円
注射済票交付料金	5 5 0 円	5 5 0 円
合 計	3, 1 0 0 円	6, 1 0 0 円



飼い主のマナーを守りましょう

- ※ 犬は、必ずつないで飼いましょう。早朝や夜間も犬を放してはいけません。
- ※ 散歩は、必ず首輪にリード(手綱)をつけ、長くしないで持ちましょう。
- ※ 暗い時間の散歩は、飼い主も犬も、明るい色の服や光反射バンドなどを身に付け、リード(手綱)も明るい色か反射素材のものを使いましょう。
- ※ 河川の堤防、道路、広場などの公共の場所に、犬のフンが落ちています。
 飼い主には、他人に迷惑をかけないために、散歩中、飼い犬がフンをしたら必ず持ち帰る義務があります。環境美化のためにもマナーを守りましょう。
- ※ 飼い犬が行方不明になった場合は、安芸高田市社会環境課(環境政策課)又は安芸高田警察署で保護されている場合がありますので、連絡をしましょう。



裏面に続きます

2. 日時・場所

実施月日	実施場所	実施時間
5月11日 (月)	柳原 柳原神社前	9:10~9:15
	大浜 工業団地入口交差点付近	9:20~9:25
	五丁目 コミュニティ消防センター前	9:30~9:35
	新町駐車場	9:40~9:45
	三矢タウン 中電工様横	9:50~10:00
	柿原 柿原ごみステーション前	10:10~10:15
	国司浄水場 (第1取水場)	10:20~10:25
	太郎丸集会所前	10:30~10:35
	川原 旧農協倉庫前	10:50~10:55
	千川集会所前	11:00~11:05
	沖原 長楽寺前	11:10~11:20
	吉田運動公園駐車場入口付近	11:25~11:30
	印内集会所	11:40~11:45
	本谷会館	13:45~13:50
	高野 消防コミュニティーセンター	14:00~14:05
	旧農協郷野支所前	14:10~14:15
長屋集会所	14:20~14:25	
5月12日 (火)	馬橋 八幡神社前	9:20~9:25
	一本木 昭和橋西詰	9:30~9:35
	常楽寺集会所前	9:45~9:55
	山手日南下集会所前	10:00~10:05
	山手日南上集会所前	10:10~10:15
	下中馬下集会所前	10:20~10:25
	上中馬 松本様宅前	10:35~10:40
	宮之城 埃の宮神社前	10:50~10:55
	愛郷小学校裏駐車場	11:05~11:15
	竹原集会所前	13:10~13:15
	小山集会所前	13:25~13:35
	福原 格納庫跡地前	13:45~13:50
	石原 旧農協倉庫前	13:55~14:00
	小草集会所前	14:05~14:15
横山集会所前	14:20~14:25	

犬の飼い主には、**狂犬病予防法**で義務づけられています！

犬の登録【生涯 1 回】

- 登録すると『鑑札』が交付されます。
- 登録した犬が死亡したり、すでに登録がある犬を所有した場合、飼い主や住所が変更になった場合にも、届出が必要です。
- 毎年、春に狂犬病予防注射の案内のがきを送っています。もし届いていないようであれば、登録していない可能性があります。社会環境課(環境政策課)又は各支所へ確認をお願いします。

狂犬病予防注射【毎年 1 回】

- 予防注射を受けると『注射済票』が交付されます。
- 市の集合注射、動物病院等で受けてください。
- 屋内、屋外飼養に関わらず、予防注射を受けさせましょう。



注射済証(獣医師が発行する証明書)が交付された場合は、社会環境課(環境政策課)又は各支所にて『注射済票』の交付手続きを行ってください。

鑑札・注射済票の装着

- 『鑑札』はその犬が登録されている犬であること、『注射済票』はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。
 - また、迷子になってしまった時には迷子札の役割も果たします。
- (マイクロチップ装着犬で環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録がある犬については、鑑札の装着は不要)

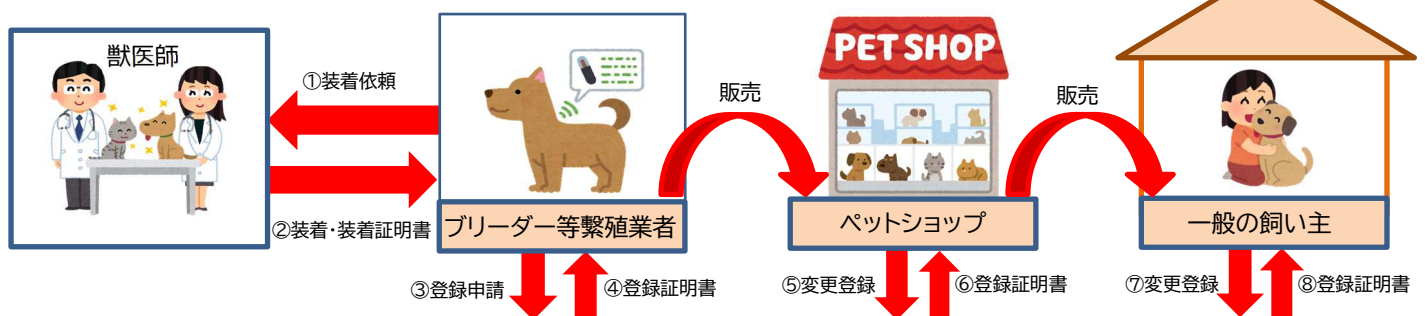
どれかひとつでも違反があれば、20万円以下の罰金の対象となります

装着したマイクロチップが鑑札の代わりになります

要点 狂犬病予防法の特例制度(犬の登録手続きの簡略化について)

安芸高田市において、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になります。その場合は、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。

※民間登録団体(AIPO, Fam, JKC 等)にのみ登録をしている場合は、本制度の対象外です。



登録したマイクロチップが鑑札とみなされ、安芸高田市の犬台帳に自動登録されます。変更登録・各種届出も自動的に反映されます。

登録・変更登録・各種届出を行うごとに通知



- 鑑札は交付されません。
- 安芸高田市への登録手数料は発生しません。

※従来の鑑札交付を伴う安芸高田市での犬の登録手数料は、3,000円です。

ねこにお困りのみなさまへ

ゴミを荒らす



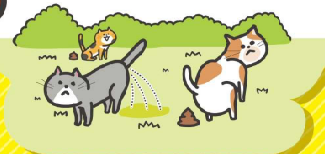
どんどん増えてしまう



鳴き声がうるさい



庭に入ってきてふんや尿をする



みなさまのご意見

Everyone



View

- ねこは**迷惑!**
- うちの周りに**近づけたくない**
- ねこを**何とかしてほしい**



ねこの特徴・習性

Cat Behavior



- エサのあるところに来る
- 砂や**やわらかい土にふん**をする
- 繁殖力**が高い (メスは年に2~4回出産し、1回に4~8頭の子供を産む)
- 野良猫の**寿命**は**4~5年**程度

不妊去勢手術を
せずにエサをやると

繁殖する・増える



どうすればいいの?

すぐできる対策のご紹介

猫が嫌いな匂いものを使う

- ◆**木酢液&唐辛子** 木酢液に唐辛子を10日程漬けたものを水で10倍に薄めて散布する。
- ◆**お酢** お酢を水で5倍に薄めて散布する。
- ◆**コーヒークず、レモン・みかんの皮**

猫が不快に感じるものを置く

- 角がとがっている砂利、枯れ枝、松ぼっくり**
- 網戸用の網・金網** ■**超音波装置**
- 匂いのある植物** (柑橘系植物、ミント類など)

同じ対策ばかりだと慣れてしまうので、種類や頻度などを変えて試してみましょう。

相談先

動物愛護
センター



お住まいの
市町



猫のエサやふん尿などが
管理されていないと

衛生上、NG...

住民同士のトラブルにも発展します!

「猫の問題」は「地域の問題」!

猫を増やさない対策

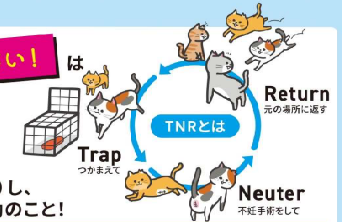
行政ができること

- ふん尿などの迷惑は、**情報提供**を! **指導**ができます。
- 不妊去勢手術費用の**補助**などを行っている**市町**もあります。

地域でできること

不妊去勢手術 (TNR) で減!

野良猫を捕獲 (Trap) し、
不妊去勢手術を実施 (Neuter) し、
元の場所に戻す (Return) 活動のこと!



不妊去勢手術をすれば、「さかり」の鳴き声がなくなり、尿のにおいがうすくなります!

注意

不妊去勢手術をした猫は、**一代限りの命**です。
時間はかかりますが、**猫は減っていきます。**

さらに発展も!

手術した猫を管理!

TNR+M (management)

地域猫活動

TNR活動に加えて、猫のトラブルを減らすため、

- 1 地域の皆さんとしっかり話をする
- 2 ふん尿、エサ場を清掃
- 3 エサは管理している猫だけ

Q & A

Q. 行政が捕獲してくれないの?

A. 捕獲は行っていません。また、猫が増えている原因を解決しないと、猫が他所からやってきて、元の状態に戻ります。

Q. 近寄せないために痛めつけてよい? 捕まえて別の場所に放してよい?

A. 動物の愛護及び管理に関する法律上の「愛護動物」ですので、みだりに傷つけたり殺すこと、遺棄することは犯罪です。

Q. 猫が苦手な私に何ができるの?

A. 地域猫活動などは、猫が苦手な人のために「猫を減らす・猫を管理する」活動でもあります。
時間がかかることもありますが、お住まいの地域の問題として、見守ってください。

困ったことがあれば私たちに連絡ください!

行政以外の相談先 動物愛護推進員や協力団体を紹介しています。

・行政と違った立場での助言ができます。・保護依頼は受けられません。



広島県は、人と動物との共生社会を目指しています

発行 広島県健康福祉局食品生活衛生課 監修 広島県動物愛護推進員連絡会